

第43回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議 事 概 要

議 題 「少年事件について ～いま、ここで必要な教育的措置～」

1 開催日時

令和5年2月24日（金）午前10時00分から午前11時35分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

3 出席者等

(1) 家庭裁判所委員会委員

石川貴司、伊藤昌博、岩村史人、小野正晴、久保田眞弓、作原大成、関原久、
田中君枝、土井裕子、長谷川浩二、和地輝仁（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

中田潔（首席家庭裁判所調査官）、宮下智（家庭裁判所首席書記官）、田上
弘樹（家庭裁判所事務局長）

(3) 庶務

籾本純子（地方裁判所事務局総務課長）、久保卓朗（地方裁判所事務局総務
課課長補佐）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介された。

(2) 前回委員会が出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

(3) 裁判所からの説明等

裁判所から、少年事件についての説明を行った後、少年審判廷、面接室及び

児童室の見学等を行った。

(4) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(5) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和5年7月18日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

イ 議題

家事調停について

(別紙)

報 告 要 旨

前回（令和4年7月21日）開催の家庭裁判所委員会では、「成年後見、未成年後見等の制度について」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただきました。同委員会において、成年後見等の制度について、名前は聞いたことがあるけれど内容や手続きを利用した場合のメリットについては知らない人が多いと思われるので広報が重要であること、身上保護の観点から市民後見人が適任であるが、市民後見人のなり手があまりいないこと、中核機関や地域連携ネットワークの早期の整備が重要であることなど様々な御意見をいただきました。今後も引き続き、外部機関との連携を意識しつつ、成年後見等の制度について積極的に広報していきたい。

(別紙)

発 言 要 旨

委 員： 釧路家裁管内では様々な教育的措置を行っているということだが、再非行防止の点で効果は出ているのか。

説明者： 裁判官、調査官及び書記官がチームで事件を担当する中で、少年に応じて最も効果があると思われる教育的措置を見極めて選択していることから、再非行はあまりないと考えている。ただし、例えばのぞきのような非接触型の性非行の場合、再非行に至らない少年と、エスカレートしてしまう少年がいるが、その見極めは非常に難しく、教育的措置を行っても、残念ながら一部には接触型の性非行に至ってしまうというケースもないとは言えない。全ての事件の再非行を完全に防止することはできないが、裁判所ではできる限りの教育的措置を行っている。

委 員： 要するに、現在課題があるとは認識していないが、より良い教育的措置としてどういうものが考えられるか、委員の意見を聞きたいということではよいか。

委員長： 以前は少年の人数も少年事件の件数も多かったため、万引きや交通違反などの非行では、同じような非行を行った少年を集め、集団で教育的措置を行っていたが、現在は少年の人数も少年事件の件数も減ったことから、従前の方法による教育的措置を行うのが難しくなっていること、また、インターネットを介した新たな非行が増えていることから、従前の教育的措置に加え、新たな教育的措置の在り方について皆様から御意見をいただきたいと考えているものである。

委 員： 社会奉仕活動というのはどのようなタイプの少年に対して行われているのか。

説明者： これは少年の持っている特徴に合わせた措置と考えていただければ分かりやすいと思うが、有意義な余暇活動や社会活動を送ることができず、

学校や家庭でも怒られることが多い少年は、「自分なんてどうなってもいいんだ」と感じていることがある。そのような少年が、福祉施設に行き、車椅子を磨いたり、雪かきや砂利撒きなどを行って、他者から喜ばれるという体験をすることで、「社会の中で良いことをして生活していきたい」という考えに変わるきっかけとなるよう、実施しているものである。

委員長： リモートを活用した学生や社員への教育、事業運営などの実情を踏まえた、ネット社会を背景とした少年非行への対応・教育の参考とすべき留意点や工夫点等について御意見をお伺いしたい。

委員： 教育現場でもリモートを活用して職場体験を実施している。リモートは一般的な知識の付与だったり、普段会えない方に話を聞くという面では一定程度の効果があるが、それ以上の感情に迫るような効果までは期待できないと言われている。教育的措置の一つの手段として、リモートを取り入れることも考えられるが、その場合は、少年の横に誰かが付き添いながら、リモートで話を聞くという形で実施した方が、より少年の心に寄り添うものになると思う。

委員： 大学では、コロナ禍における授業実施の必要性からリモートが導入された。現在は一部リモートが残っているものの、ほぼ対面に戻っている。リモートでは、個々の学生の様子を見ながら授業するということがほぼ無理なので、垂れ流しで授業を実施しなければならないという問題がある。リモートには、リアルタイムでの配信と、事前に録画したものを配信するという二つの方法があり、録画の場合は、配信時のトラブル防止という点や、学生の時間の融通が利くというメリットがある一方、学生が飛ばし飛ばし見たり、早回しで見ていても分からない、また出席が確認できない問題もあることから、大学ではリアルタイムと録画の両方を実施していた。

委員長： リモートと対面では学生の理解の程度にはどれくらい差があるのか。

委員： ある教員が、リモートで動画を配信した場合と対面で実施した場合のテストの結果を比較したところ、それほど差はなかったという結果があるので、やり方次第では対面とそれほど差がないようにすることも可能であるといえる。ただ、私の経験上、リモートの場合は学生とのやり取りがないことから、リアルタイムでも動画でも、普段よりも早く授業が終わってしまう。学生とのやり取りをすることを考えると、対面の方が効果的であるという感触である。

委員： 団体の会合も、コロナ禍の影響でリモートになったが、一方的な話になってしまい、あまり身近に感じられないということで、昨年度からは集合して実施している。顧客についても、画面越しだと伝わらないことが多すぎて、今はほとんど対面で行っている。

裁判所では、万引きをした少年には教育的措置を実施しているということだが、非行をする前の少年に対する教育ということで、学校に講義に行くことはないのか。

説明者： 裁判所の仕組みを説明する出前講座に合わせて、万引きのような初発型の非行防止のための情報提供をしていた庁もあるということは聞いているが、頻繁に実施されているわけではない。

委員長： 裁判所は、事件を受理してから関与するという機関であるため、その前の段階でどこまで対応できるのかという問題はあるが、何らかの形でできることを考えていければとも思われる。

委員： 学校では、非行防止教室や薬物乱用防止教室を警察と連携して実施している。新入生の保護者説明会の機会に、警察から、スマホ所持に関する注意事項や、非行の実例を紹介してもらうことで啓発を図っている。

委員： 2020年3月時点での少年検挙率が前年同月時より3割程度上がったという記事を読んだのだが、釧路管内でもそのような傾向はあったの

か。

説明者： 当裁判所では、そのようなことが数値として顕著に見られたということとは把握していない。

委員長： 限られた資源や少数の少年を対象として裁判所が教育的措置を行っていくための方策としての工夫点等をお伺いしたい。

委員： コロナ禍により、リモートによる研修や外部講師による講義などが実施されているが、裁判所間でリモートにより連携しながら教育的措置を行っているという事例はないのか。

説明者： 今まさに、リモートを活用した研修の方法等を研究中であり、裁判所内や調査官の間でもその情報交換をしているところである。また、教育的措置については、本庁と支部をリモートで繋ぎ、支部の調査官が少年の横に寄り添った状態で、本庁の看護師が保健指導をするという試みを始めたところである。

委員： どうしても少年事件の件数も対象となる少年の人数も減っていく傾向にあるので、対面に比べて効果が薄いとしても、リモートを活用していく必要があると思う。例えば、万引き被害を受けた店舗の方を講師として裁判所に招く場合、対象少年を釧路などの庁とそれ以外の庁に集めて、釧路では対面で講義を受け、それ以外の庁ではリモートで講義を受けつつ、調査官が隣にいてやり取りをし、最後に講師の方に質問をするという方法も可能ではないかと思う。リモートでも対面に近い効果を得るためにはいろいろな方法があると思うので、工夫しつつ活用していくべきだと思う。

委員： ドラマや映画などのコンテンツを利用して、教育的措置を行うことはあるのか。

説明者： 万引きへの対応でいうと、書店業やコンビニエンスストア、ドラッグストアなどの企業関係者の方々と協力して、ストーリー仕立てに近いパ

ワーポイント資料などを作成し、利用するという例がある。

委員： 交通事例に関する教育的措置というのは存在するのか。

説明者： 交通事例に関しては、非行の中身に応じて視聴教材等を選択し、個別に対応することもあるし、複数人でまとめて教育的措置を実施することもある。他庁では、ウェブサイト上のプログラムのQRコードを照会書に印字し、少年に事前に視聴させ、感想文を提出させるという試みを行っているという例もあると聞いている。

委員： 少年審判手続やそれ以外の面で、児童相談所や少年鑑別所の協力を得るということとはできないのか。

説明者： 少年鑑別所等も、従来は少年審判手続中心に対応していたのが、法改正により地域援助業務の中で必要があれば広く対応するというように変わっているし、裁判所でも、在宅の状態でも鑑別所に協力してもらったほうがいいだろうということであれば在宅鑑別を依頼するとか、あるいは、少年への働きかけとして鑑別所の教育プログラムを利用するということが可能とされており、他機関との連携の裾野がだんだん広がっていると認識している。

委員： 検察庁や裁判所は、どうしても事件が起きた後のことに目が向きがちのところ、他の委員から、そもそも非行に至る前の働きかけが大事ではないかという意見があった。調査官から説明があったように、少年鑑別所は法務少年支援センターとして、問題行動のある少年に対する指導や助言を行うという形で広く行政機関と連携を取っているし、先ほど委員から紹介されたように、警察は非行防止や薬物防止などの教育的な面で学校と連携している。裁判所をはじめとする犯罪に関する手続にかかわる機関が、広く連携しながら問題に対処していけば、ネットワークや人的支援が生まれ、それにより、裁判所が行う教育的措置において専門家の知見や協力を得ることもできると思うので、今まで以上に関係機関の

連携を強めていくことは、教育的措置の社会資源を増やすためにも必要なのではないかと思う。